

第2章 垂水市地域包括ケアシステム

の概要

第2章 垂水市地域包括ケアシステムの概要

1 垂水市の地域包括ケアシステムの考え方

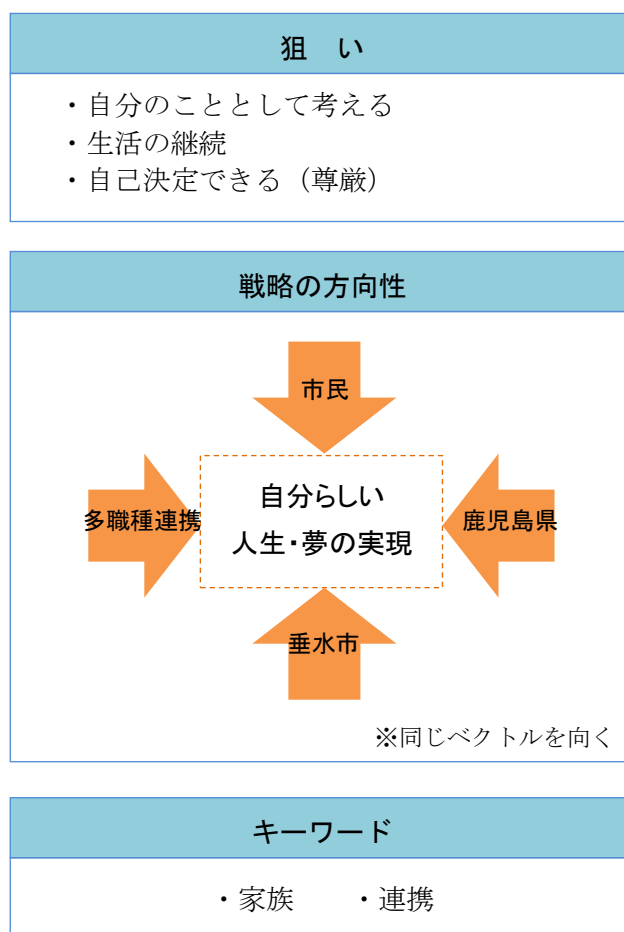
地域包括ケアシステムとは、高齢者等に関わる様々な人や社会資源が、地域の中でつながりを持って高齢者等の生活を支える仕組みです。

高齢者については、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供が必要となりますが、それだけではなく、広範な施策分野と関連し『まちづくり』の視点を持って取り組まなければなりません。

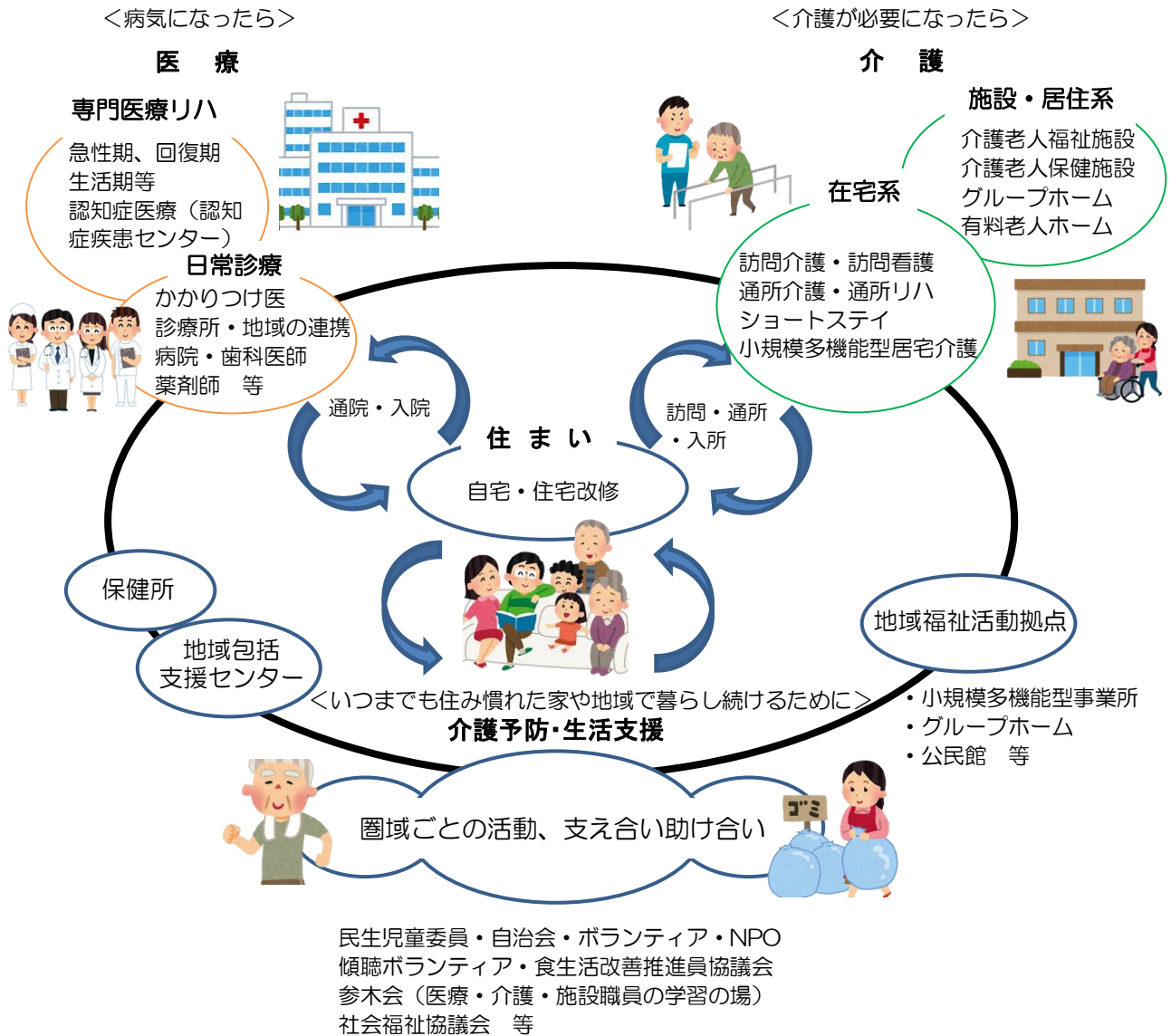
地域包括ケアの提供にあたっては、当事者本人の自助を基本としつつ、地域のさまざまな主体が、それぞれの役割を担いながら、「自助・互助・共助・公助」の有機的な連携のもと、進めていく必要があります。

本市では、行政、関係機関、団体等だけでなく、市民一人ひとりが、高齢者を「支える側」であることを理解し、多様な地域資源の開発・活用を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

垂水市の地域包括ケアシステムの戦略

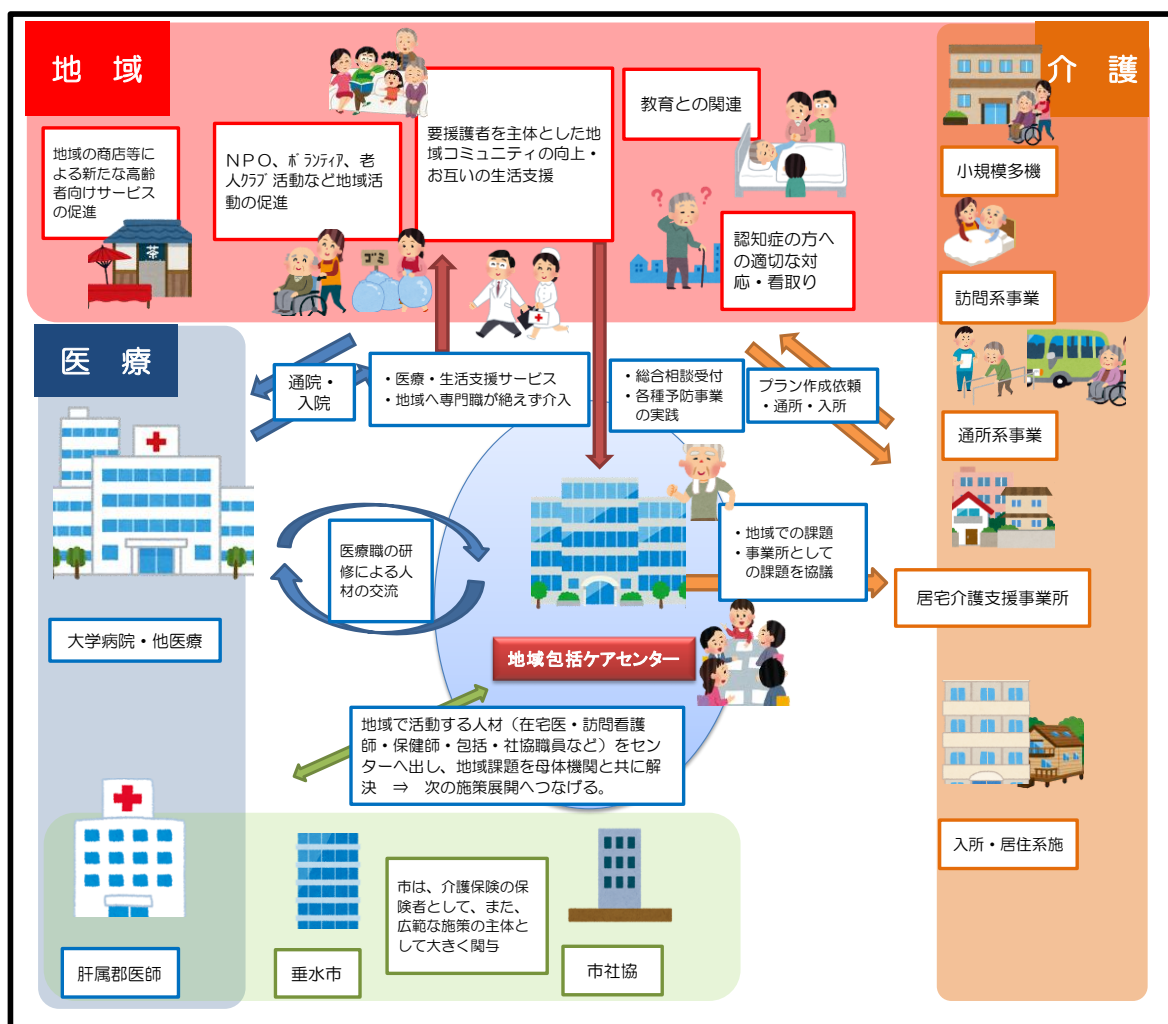


垂水市の地域包括ケアシステムの考え方

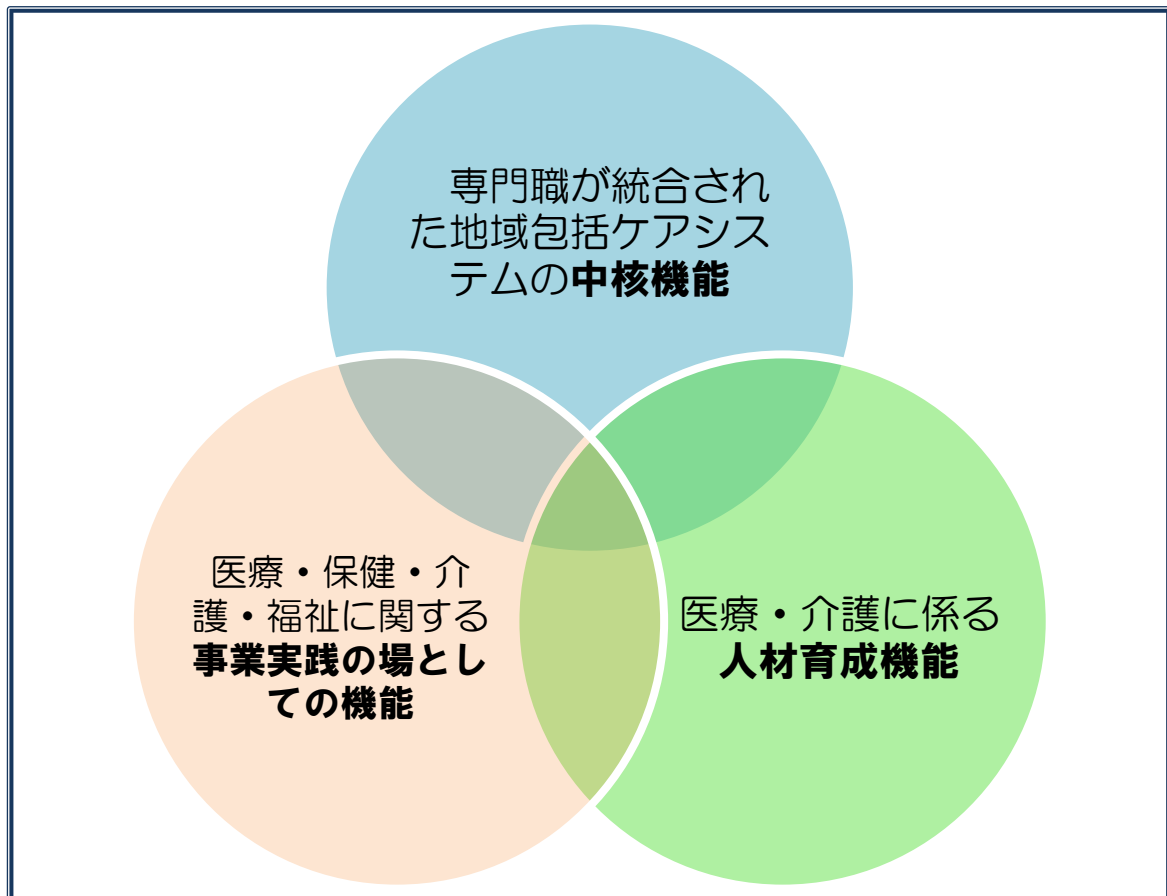
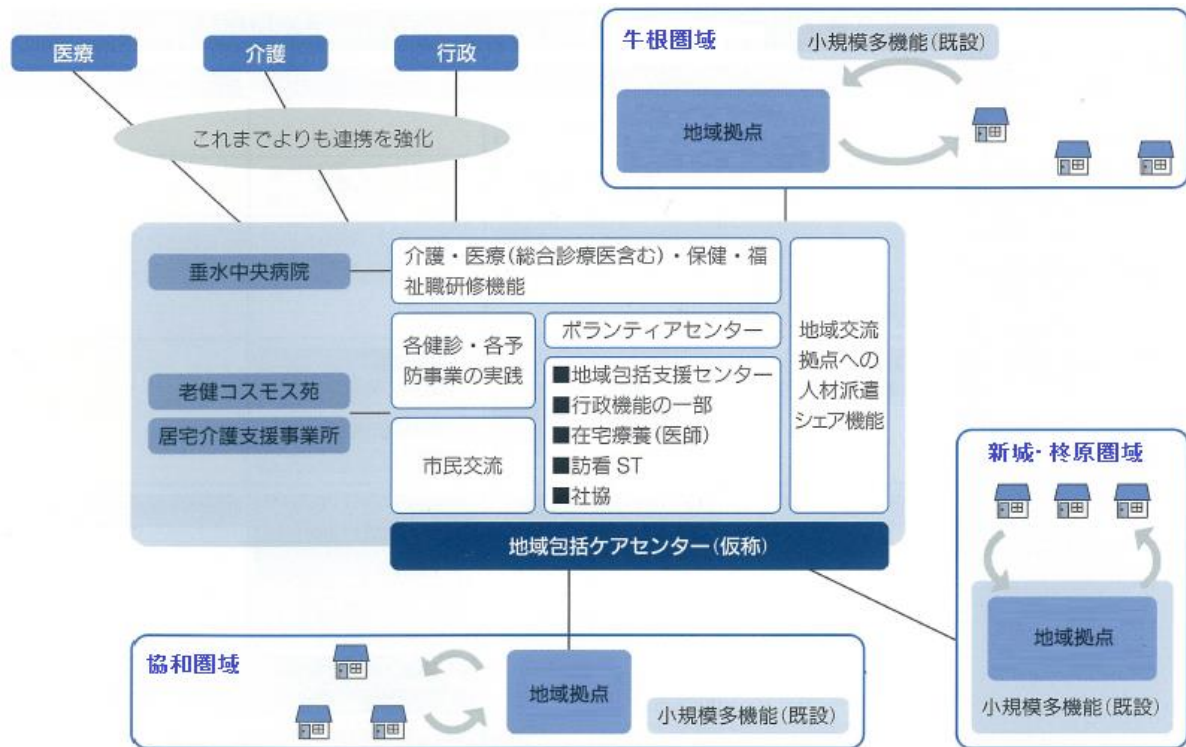


2 2025年（平成37年）の垂水市の姿

これまで、垂水市は地域包括ケアシステム構築に向けて様々なソフト事業を中心として行ってきましたが、高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築のため、地域包括ケアセンターの整備及び各地域拠点の整備を目指し、地域包括ケアセンターを核とした地域包括ケアシステムの構築に向け、医療、福祉、地域との連携、多様な主体との協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めます。



地域包括ケアセンターの機能イメージ



3 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

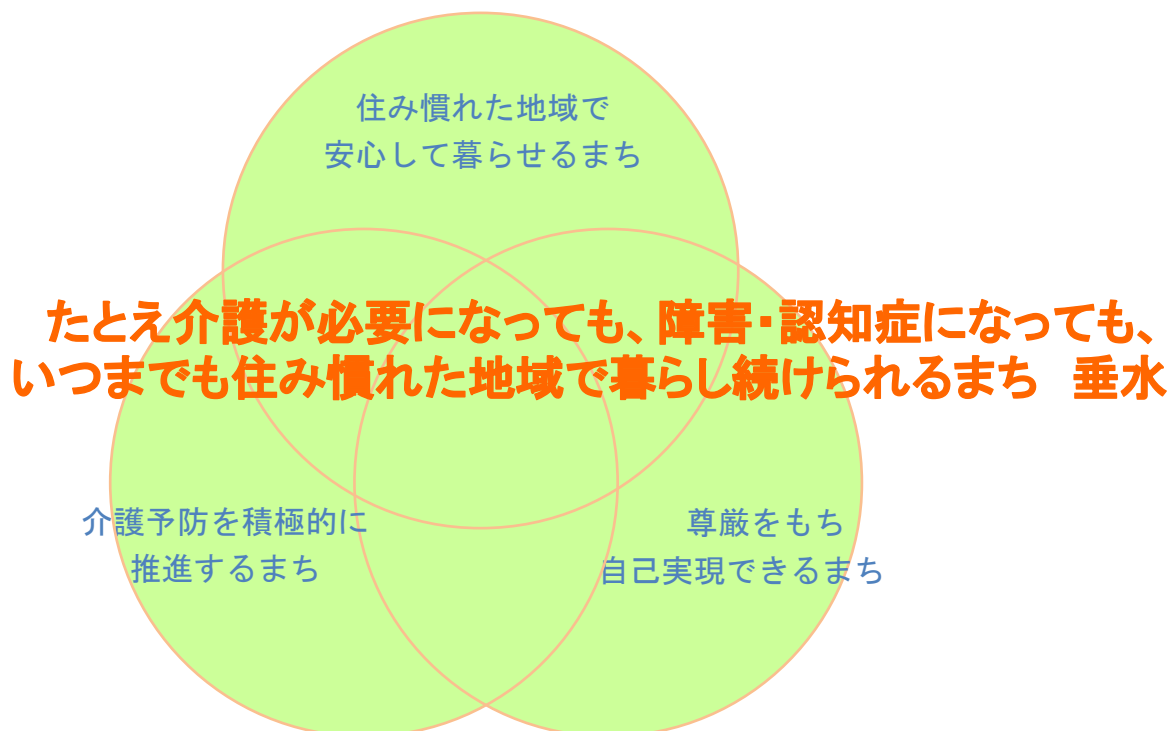
基本理念については、市民一人ひとりが身体や心の健康を保ち、お互いに支え合いながら市民生活を送ることができる取り組みを踏まえて、次の3つとします。(4期・5期継続)

- ① 健康で楽しく歳を重ねながら、お互いが尊厳をもち自己実現できるまち
- ② 介護予防を積極的に推進するまち
- ③ 障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

障害があってもなくても、住み慣れた地域で尊厳をもって安心していつまでも、自分の生き方は自分で決め、自分の体は自分で守り、自分の人生を楽しむという、いきいきと元気で暮らす高齢者像を自助・互助・共助・公助の連携により描きます。

(2) 計画の基本目標

計画の基本理念を踏まえ、次のように設定し、全ての市民が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持ちながら、いきいきと健康に暮らしていける社会の実現を目指します。



(3) 計画の基本方針

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、本計画では、基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げます。

【基本方針】

基本方針1	健康づくり・介護予防の推進
基本方針2	生きがいを持ち、社会参加できる支援
基本方針3	安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実
基本方針4	高齢者を地域で支え合うための支援
基本方針5	介護保険サービスの充実

基本方針1

健康づくり・介護予防の推進

高齢になってからも様々な活動に参加し、いきいきとした生活を送るためには、健康な状態の維持・増進が重要なことから、早い段階からの健康づくりの充実を図ります。

高齢者自身が介護予防の必要性を認識し、自ら介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態になることを防止、あるいは、遅らせることができるよう、様々な介護予防が必要です。

基本方針2

生きがいを持ち、社会参加できる支援

高齢化が一層進むなか、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を活かして地域社会に積極的に参加し、自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることにつながる施策展開が必要です。

高齢者の多様な活動機会の提供などこれまでの取り組みを踏まえ更なる事業拡充が必要です。

安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実

基本方針3

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が地域で安心して生活するためには、生活支援サービスなど高齢者の多様なニーズに対応する細かなサービスが必要です。安全で安心して快適な生活を営むためには、防災・防犯活動などの地域安全体制の強化による高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止することや、快適な居住環境の整備、交通の利便性の向上などに取り組みます。

高齢者を地域で支え合うための支援

基本方針4

地域包括ケアシステム構築のため、地域全体で高齢者を支えていくことが求められることから、地域包括支援センターが中心となり、今後の地域社会において支援が必要な高齢者を支える体制づくりが必要です。

また、認知症対策として、認知症の方やその家族等に対する支援はもとより、初期段階での発見、進行予防への取組を地域で支援する体制構築を図ります。

介護保険サービスの充実

基本方針5

高齢者が住み慣れた地域で介護が必要になっても安心して暮らすためには、介護サービスの充実を図る必要があります。

利用者が適切なサービスや事業者を選択、利用することができるように介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。

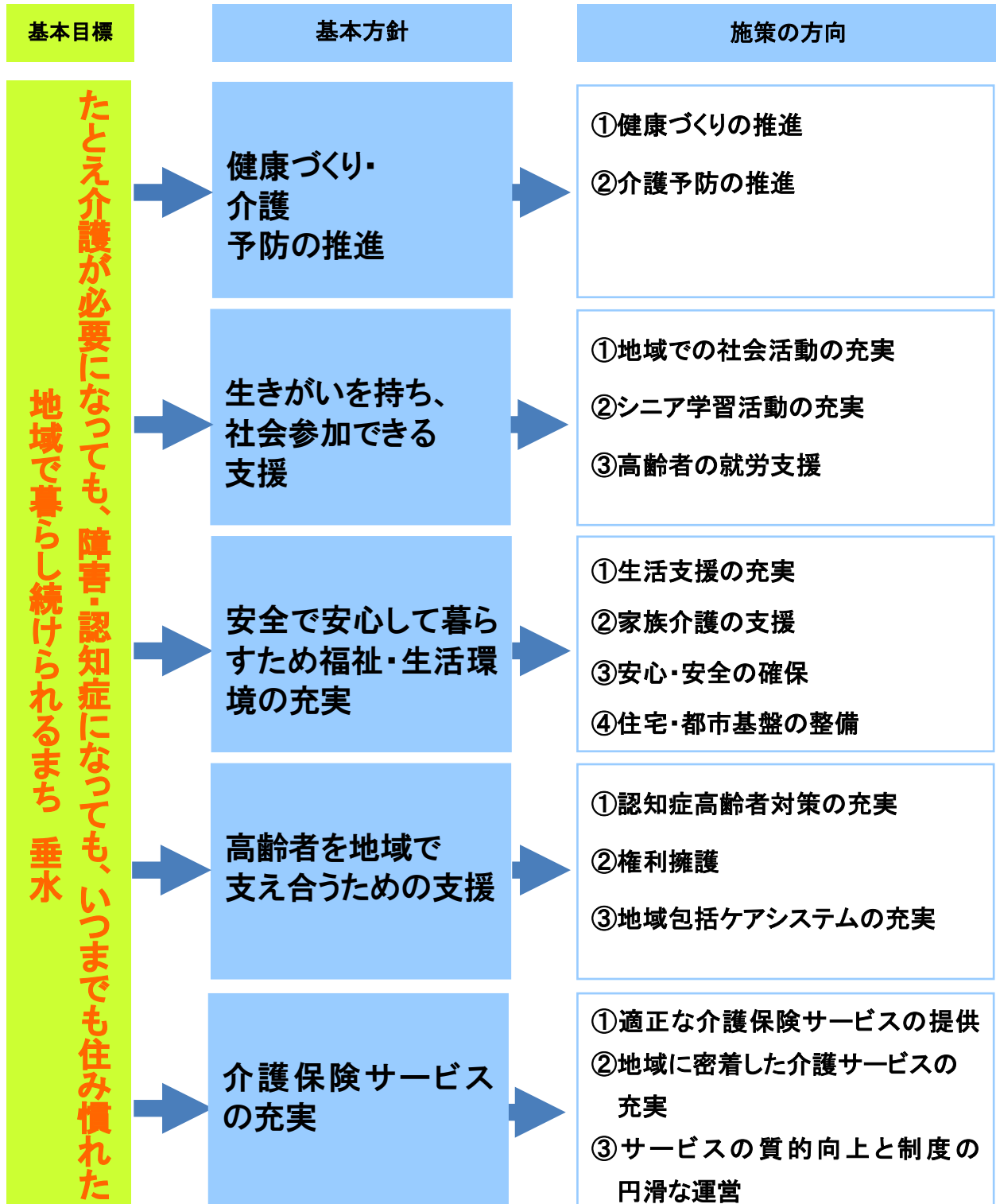
介護保険サービスの質の向上や適正なサービス提供等のための取組を推進し、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

4 施策体系

基本理念の実現に向けて、次の基本体系に基づく取組を進めていきます。

垂水市第6期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

[平成27～29年度]の施策体系



5 介護保険法の改正の主な内容

高齢化の現状を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

この地域包括ケアシステムは、今般の介護保険制度の改正において最重要事項として位置づけられており、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるしくみづくりです。

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点から改正が行われ、平成27年度以降、地域の実情に合わせ段階的に施行されます。

【地域包括ケアシステムの構築】	【費用負担の公平化】
<p>＜サービスの充実＞</p> <p>①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化</p>	<p>＜低所得者の保険料軽減を拡充＞</p> <p>①低所得者の保険料の軽減割合を拡大し低所得者の保険料軽減を拡充</p>
<p>＜重点化・効率化＞</p> <p>①予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行 ②特別養護老人ホームの新規入所の重点化</p>	<p>＜重点化・効率化＞</p> <p>①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ ②「補足給付」の要件に資産等を勘案</p>

【地域包括ケアシステムの構築】

＜サービスの充実＞

① 在宅医療・介護連携の推進[平成30年4月までに順次実施]

在宅医療と介護の連携に向けて、地域包括支援センターや医師会等とも連携しつつ、在宅医療連携拠点機能をつくり、連携体制の構築が求められています。

主に以下のような取り組みが期待されています。

◆在宅医療連携拠点機能の整備

(在宅医療連携拠点機能の主な取り組み)

- 地域の医療・福祉資源の把握や活用
- 在宅医療・介護連携に関する会議への参加または関係者の出席の仲介
- 在宅医療・介護連携に関する研修の実施
- 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
- 地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援

② 認知症施策の推進[平成 30 年 4 月までに順次実施]

国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が平成24年に発表され、今後、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指すための取組みが進められようとしています。

オレンジプランでは、認知症を疑われる初期の段階から適切なケアをすることを基本に置いており、地域支援事業においても、認知症ケアの経験を有する専門職者で構成される認知症初期集中支援チームの設置や認知症サポート医養成研修などが挙げられています。

また、地域において認知症の人やその家族の支援を行うため、各地域において、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのかを、認知症の人の状態の変化に応じて分かるようにする認知症ケアパスの作成普及や、各市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う地域支援推進員の設置などが新しい取り組みとして挙げられています

- ◆認知症初期集中支援チームの設置
- ◆認知症サポート医養成研修
- ◆地域支援推進員の設置
- ◆認知症ケアパスの作成普及

③ 地域ケア会議の推進[平成 27 年 4 月～]

これまで地域包括支援センターの業務の一つとして位置づけられていた地域ケア会議を法的に位置づけ、各市町村において設置、運営が行われます。

また、地域包括センターが開催し個別ケースを検討する会議と、市町村レベルで開催され多職種で協働し地域の課題解決を行う地域ケア会議が連携しての取り組みが重要とされています。

④ 多様な生活支援サービスの充実・強化[平成 29 年 4 月までに順次実施]

介護予防の見直しにともない、介護予防・日常生活総合支援事業の体制づくりを進めると同時に、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が多様な生活支援サービス（地域サロンの開催など高齢者の社会参加の場の提供、見守り、安否確認、買い物、配食など）の提供主体として充実していくことが期待されています。

また、地域資源の開発やサービスの担い手の養成、提供主体間の調整役を担う生活支援サービスコーディネーターの配置や協議体を設置し、取組の推進が求められています。

- ◆多様な生活支援サービスの充実
- ◆生活支援サービスコーディネーターの配置
- ◆協議体の設置

